

## 石綿を含む建築物の解体等に関する各制度について

石綿を含む建築物の解体や改修について、下表のとおり事業規模や内容により事前の石綿使用調査や届出が必要とされています。解体等作業には、作業基準の順守等石綿の飛散防止に留意して実施する必要があります。

	大気汚染防止法	廃棄物処理法	労働安全衛生法 (石綿障害予防規則)	建設リサイクル法
制度の趣旨・目的	大気汚染に関する国民の健康保護と生活環境の保全	廃棄物の適正な処理による生活環境の保全	労働者への健康被害の予防	建築物解体等に係る資材の再資源化等の促進による生活環境の保全
制度の対象(概要)	吹き付け石綿使用建築物の解体等作業 石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材使用建築物の解体等作業	石綿使用建築物解体時移行の石綿廃棄物の適正処理	建築物からの吹き付け石綿の除去作業 石綿を含有する保温材・断熱材・耐火被覆材使用建築物の解体等作業 石綿を含有する成型板使用建築物の解体等作業	建築物の解体(石綿等の付着物の有無の事前調査と事前措置)
作業計画等届出の対象	および	-	および	延べ床面積80m <sup>2</sup> 以上の建築物の解体(詳細は別添資料)
届出義務者	施工者	-	事業者(施工者)	発注者
事業着手前届出制限	14日前	-	14日前(耐火・順耐火建築物以外の吹き付け石綿の除去作業は工事開始前) 工事開始前	7日前
作業基準等	参考資料A参照	参考資料B参照	参考資料C参照	参考資料D参照
適用時期	計画～解体時	解体～処分時	計画～解体時	計画～解体時
未解体建築物の石綿の除去規則	-	-	事業所における劣化吹き付け石綿の除去義務(施設所有者)	-

届出窓口	大気汚染防止法	廃棄物処理法	労働安全衛生法 (石綿障害予防規則)	建設リサイクル法
大津市	大津市環境政策課 tel: 077-528-2735	大津市産業廃棄物対策課 tel: 077-528-2062	大津労働基準監督署 tel: 077-522-6641	大津市建築指導課 tel: 077-528-2774
高島市	高島環境・総合事務所環境課 tel: 0740-22-6066			高島土木事務所管理調整課 tel: 0740-226068
草津市				草津市建築課 tel: 077-561-2378
守山市	南部環境・総合事務所環境課 tel: 077-567-5444			守山市建築開発課 tel: 077-582-1139
栗東市				
野洲市			東近江労働基準監督署 tel: 0748-22-0394	甲賀土木事務所管理調整課 tel: 0748-63-6163
甲賀市	甲賀環境・総合事務所環境課 tel: 0748-63-6134			近江八幡市建築課 tel: 0748-36-5544
湖南市				東近江市建築指導課 tel: 0748-24-5656
日野町			彦根労働基準監督署 tel: 0749-22-0654	彦根市建築指導課 tel: 0749-30-6125
竜王町				湖東土木事務所管理調整課 tel: 0749-27-2250
近江八幡市	東近江環境・総合事務所環境課 tel: 0748-22-7758			
東近江市				長浜市建築住宅課 tel: 0749-65-6543
彦根市				
愛荘町	湖東環境・総合事務所環境課 tel: 0749-27-2255			
豊郷町				
甲良町				
多賀町				
米原市	湖北環境・総合事務所環境課 tel: 0749-65-6650			
長浜市				